

● 事務局だより ●

新年 あけましておめでとうございます。
本年もよろしく願い申し上げます。

96号をお届けします。

◇ 「宅地建物取引主任者」としての最後の試験となりました平成26年度の宅地建物取引主任者資格試験結果について掲載しました。結果概要についてはすでにHPに掲載されていますので、ご覧いただいている方も多いかと思います。

26年度の18歳未満の受験状況をみると、受験者数は202人(前年度199人)、合格者14人(同13人)、合格率6.9% (同6.5%)となっており、合格者数が過去最も多くなっています。最年少の合格者は12歳(愛知県男性)で、これまでの最年少記録に並びました。ちなみに女性の最年少合格記録は14歳(神奈川県)で、26年度の女性最年少合格者は16歳(岡山県)でした。若い人たちが宅建試験に目を向けチャレンジしてくれることは大変喜ばしいことです。

本年4月からは、「宅地建物取引主任者」が「宅地建物取引士」に名称変更され、これまで以上に不動産取引の重要な役割を担うこととなります。本年度は最初の「宅地建物取引士」資格試験となります。多くの方にチャレンジいただき、合格されることを期待しています。

◇ 「土砂災害防止法」の一部改正について
近年、地震、大型台風、集中豪雨、竜巻等による自然災害が多く発生し、多くの被害が発生しています。昨年は、広島市で豪雨による大規模な土砂災害が発生し、土地・建物の崩壊とともに人的被害が生じてしまいました。広島市で発生した土砂災害等を踏まえ、昨年11月12日、「改正土砂災害防止法」が成

立し、本年1月施行予定になっています。改正土砂災害防止法では、都道府県に①基礎調査の結果の公表、②土砂災害警戒情報について一般への周知等を義務付け、避難体制の充実、強化を図ることを定めています。

宅建業法は、宅地が「土砂災害警戒区域内か否か」について、調査・説明することを義務付けていますが、実務においては、土砂災害防止法の改正を踏まえ、基礎調査結果が公表されているかについても確認し、公表されているときは、公表されている情報を買主に説明することが必要と思われます。宅建業者は、不動産取引の専門家として、買主に必要と思われる情報は、宅建業法上の説明事項として義務付けられていないものであっても積極的に情報提供することが望まれます。

◇ 人事異動

平成26年12月1日
調査研究部調査役 中戸 康文
試験部調査役 平山 秀人

平成27年1月23日 印刷	
平成27年1月30日 発行	
発行	一般財団法人 不動産適正取引推進機構
	〒105-0001 東京都港区虎ノ門3-8-21 (第33森ビル3F)
	TEL 03(3435)8111(代)
	HP http://www.retio.or.jp
発行人	堀之内 博 一
編集責任者	石川 卓 弥
印刷	(株)加藤文明社

*本誌の無断転載を禁じます。
本誌の掲載記事を転載される場合は、ご連絡下さい。